

令和4年12月22日

会員薬局各位

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

抗原検査キットの取扱いについて

(医療用同時検査キット販売時の留意点・一般用検査キット販売時の留意点
・広島県検査キット配布事業)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本薬剤師会より、厚生労働省からの事務連絡2点について、また広島県から配布事業についての通知がありましたので、ご連絡いたします。

● [日薬業発 335 号「医療用同時検査キットの取扱いについて」](#)

厚生労働省より医療用同時検査キットを薬局で販売するに当たっての取扱いが示されております。詳細については通知本文をご確認ください。

(抜粋)

- ・ 高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦等重症化リスクの高い者や小学生以下の子ども」以外の者が発熱等の感冒症状を生じた場合にセルフチェックとして自ら検査を行うものです。
- ・ 医療用同時キットを、一般用同時検査キットとして販売することはできません。
- ・ 販売にあたっては、薬剤師による資料等を用いた適切な指導・情報提供及び理解をしたことの確認が必要であり、使用方法等の丁寧な説明はもちろんのこと、必要に応じて適切に医療機関の受診につなげることが重要です。なお、一般的にインフルエンザウイルスの場合は発症早期ではウイルス量が比較的少ない等の違いがあり、特にインフルエンザは発症後早期は偽陰性になる可能性が比較的高くなることから、これらの特性を踏まえた適切な使用説明等が必要となります。
- ・ 医療用同時キットは、使用しようとする者（同居家族等を含む。）に対して販売するものであり、医療用単独キットと異なり、薬局から事業者等には販売できません。
- ・ 医療用同時キットのインターネット販売は認められません。
- ・ 陳列・広告等については、入手を希望する消費者が薬局での販売をより認識しやすくなるよう、薬局内・薬局店頭への掲示や販売する薬局のホームページやチラシ等への掲載など、積極的な広告に努めて頂きますようお願いいたします。

● [日薬業発 336 号「一般用同時検査キットの販売時における留意事項について」](#)

一般用同時検査キットの販売時における留意事項も示されました。詳細は通知本文をご確認ください。

(抜粋)

- ・ 医療用キットを一般用同時検査キットとして販売することはできません。
- ・ 一般用同時検査キットは第 1 類医薬品であり、法令上の取扱いに則って陳列・掲示・販売等を行ってください。販売にあたっては、薬剤師による書面を用いた適切な指導・情報提供及び理解をしたことの確認が必要であり、使用方法等の丁寧な説明はもちろんのこと、必要に応じて確実に医療機関の受診につなげることが重要です。なお、一般的にインフルエンザウイルスの場合は発症早期ではウイルス量が比較的少ない等の違いがあり、特にインフルエンザは発症後早期は偽陰性になる可能性が比較的高くなることから、これらの特性を踏まえた適切な使用説明等が必要となります。
- ・ インターネット（オンライン含む）販売を行う場合は、特定販売の届出等を行う必要があります。

日本薬剤師会からの通知本文につきましては広島県薬剤師会新着情報「2022.12.22 抗原定性検査キットの取扱いについて(医療用同時検査キット販売時の留意点・一般用検査キット販売時の留意点・広島県検査キット配布事業)」よりご確認ください。

● 12/20 広島県健康福祉局長発 通知

「抗原定性検査キット配布事業の開始について（通知）」

広島県より新形コロナとインフルエンザの同時流行に備えて政府が重症化リスクの低い方については、まずは新型コロナの抗原定性検査キットで自己検査を行う方針を示したことに基づき、広島県において薬局等で抗原定性検査キットを配布し、自宅等において自己検査が行える「抗原定性検査キット配布事業」を令和 4 年 12 月 26 日から開始することについて通知がありました。

事業概要については <https://kougen-kit.com/> をご確認ください。

事業への参加を希望される場合は以下の URL よりお申し込みください。

<https://req.qubo.jp/inquiry/form/wgE9x30r>

事業に関しては広島県抗原検査キット配布事務局(電話:082-569-8072)までお問い合わせください。